

○長久手市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例

平成24年12月26日

条例第36号

改正 平成25年12月27日条例第46号

平成26年3月31日条例第14号

平成26年12月26日条例第40号

平成27年12月22日条例第32号

平成30年3月30日条例第16号

令和2年3月13日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づき、地区計画等の区域内における建築物の敷地、構造又は用途に関する制限について必要な事項を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(令2条例12・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）及び都市緑地法において使用する用語による。

(平30条例16・令2条例12・一部改正)

(適用区域)

第3条 この条例は、地区計画等において地区整備計画等が定められている区域のうち別表第1に掲げる区域（以下「対象区域」という。）に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 対象区域においては、別表第2ア欄に掲げる計画地区（対象区域に係る地区整備計画等において区分された地区をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

（平30条例16・一部改正）

（建築物の容積率の最高限度）

第5条 建築物の容積率は、別表第2ア欄に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値を超えてはならない。

2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の容積率に関する制限を受ける区域又は地区の2以上にわたる場合においては、当該建築物の容積率は、同項の規定による当該各区域又は地区内の建築物の容積率の限度にその敷地の当該区域又は地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

3 第1項に規定する容積率の算定の基礎となる建築物の延べ面積の算定については、法又は令の規定による。

（平26条例40・平30条例16・一部改正）

（建築物の建蔽率の最高限度）

第6条 建築物の建蔽率は、別表第2ア欄に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表エ欄に掲げる数値を超えてはならない。

2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の建蔽率に関する制限を受ける区域又は地区の2以上にわたる場合においては、当該建築物の建蔽率は、同項の規定による当該各区域又は地区内の建築物の建蔽率の限度にその敷地の当該区域又は地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

（平30条例16・令2条例12・一部改正）

（建築物の敷地面積の最低限度）

第7条 建築物の敷地面積は、別表第2ア欄に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表オ欄に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定の改正後の同項の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該条例による改正前の同項の規定に違反することとなった土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

3 第1項の規定は、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

(平30条例16・令2条例12・一部改正)

(壁面の位置の制限)

第8条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）から敷地境界線までの距離は、別表第2ア欄に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表カ欄の距離の欄に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定は、同項に規定する数値に満たない距離にある建築物又は建築物の部分（以下「建築物等」という。）がそれぞれ別表第2カ欄の適用除外の建築物等の欄に掲げるものに該当する場合には、適用しない。

(建築物の高さの最高限度)

第9条 建築物の高さは、それぞれ別表第2ア欄に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表キ欄に掲げる数値を超えてはならない。

2 前項の規定による建築物の高さの算定については、令の規定による。

(平30条例16・一部改正)

(建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合の措置)

第10条 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合における第4条及び第7条第1項の規定の適用については、当該敷地の過半が対象区域に属するときには、当該建築物又は当該敷地の全部について、これらの規定を適用し、当該敷地の過半が当該対象区域に属さないときには、当該建築物又は当該敷地の全部について、これらの規定を適用しない。

(建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合の措置)

第11条 建築物の敷地が別表第2ア欄に掲げる計画地区の2以上にわたる場合における第4条及び第7条第1項の規定の適用については、当該建築物又は当該敷地の全部について、その敷地の過半に属する計画地区に係る規定を適用する。

(平30条例16・一部改正)

(一の敷地とみなすことによる制限の特例)

第12条 法第86条第1項から第4項まで（これらの規定を法第86条の2第8項において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして第5条、第6条、第8条及び第9条の規定を適用する。

（令2条例12・一部改正）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第13条 法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により第4条又は第5条第1項の規定の適用を受けない建築物について規則で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条又は第5条第1項の規定は、適用しない。

（公益上必要な建築物の特例）

第14条 この条例の適用に関して、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した建築物及びその敷地は、その許可の範囲内において、第4条から第9条までの規定は適用しない。

（平30条例16・一部改正）

（建築物の緑化率の最低限度）

第15条 新築又は増築をしようとする建築物の緑化率（都市緑地法第34条第2項に規定する緑化率をいう。以下同じ。）は、別表第3ア欄に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる数値以上でなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する建築物については、前項の規定は、適用しない。ただし、第1号の場合において、市長は、別表第3イ欄を超えない範囲内において、建築物の緑化率を別に指定することができる。

(1) 新築又は増築を行う建築物で、その敷地面積が別表第3ア欄に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値未満であるもの

- (2) この条例の建築物の緑化率の最低限度に関する規定（以下この項において「当該規定」という。）の施行又は適用の日において既に新築又は増築に着手していた建築物
- (3) 増築後の建築物の床面積の合計が当該規定の施行又は適用の日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えないもの
- (4) 次に掲げる建築物に該当するものとして市長が許可したもの
- ア その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの
- イ 学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認められるもの
- ウ その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認められるもの
- 3 市長は、前項第4号に規定する許可の申請があった場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。
- 4 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合においては、この条例で定められた建築物の緑化率の最低限度を、当該建築物の対象区域内にある部分に係る都市緑地法第35条第1項の規定による建築物の緑化率の限度とみなして、同条第4項を適用する。
- 5 建築物の敷地が第1項の規定による建築物の緑化率に関する制限を受ける計画地区の2以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、同項の規定による当該計画地区内の建築物の緑化率の限度にその敷地の当該計画地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

（令2条例12・追加）

（建築物の緑化率に係る一の敷地とみなすことによる制限の特例）

第16条 法第86条第1項から第4項まで（これらの規定を法第86条の2第8項において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして前条の規定を適用する。

（令2条例12・追加）

（違反建築物に対する措置）

第17条 市長は、第15条（第3項を除く。）の規定又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築又は増築をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 国又は地方公共団体の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市長は、国又は地方公共団体の建築物が第15条（第3項を除く。）の規定又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請しなければならない。

（令2条例12・追加）

（報告及び立入検査）

第18条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、建築物の新築又は増築をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度（第15条第1項、第4項若しくは第5項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第3項の規定により許可の条件として付された緑化率の最低限度をいう。）に関する基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、当該建築物若しくはその敷地又はそれらの工事現場に立ち入り、当該建築物、緑化施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(令2条例12・追加)

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令2条例12・旧第15条繰下)

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 第5条第1項若しくは第2項、第6条、第7条第1項、第8条第1項又は第9条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- (3) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

(令2条例12・旧第16条繰下)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項の規定による命令に違反した者
- (2) 第18条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(令2条例12・追加)

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(令2条例12・旧第17条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(名古屋都市計画さつきが丘地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 名古屋都市計画さつきが丘地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (昭和60年長久手町条例第18号)

(2) 名古屋都市計画丁子田地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成9年長久手町条例第13号)

(3) 名古屋都市計画戸田谷再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成11年長久手町条例第8号)

(4) 名古屋都市計画長湫南部地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年長久手町条例第9号）

（経過措置）

3 この条例の施行前に、この条例による廃止前の名古屋都市計画さつきが丘地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、名古屋都市計画丁子田地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、名古屋都市計画戸田谷再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び名古屋都市計画長湫南部地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の規定によりなされた処分は、この条例の相当規定によりなされた処分とみなす。

4 この条例の施行前に、この条例による改正前の長久手市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の規定によりなされた処分は、この条例の相当規定によりなされた処分とみなす。

5 この条例は、この条例の施行の日以後に受理する法第6条第1項の規定による確認の申請に係る建築物の建築等について適用し、同日前に受理した申請に係る建築物の建築等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平25条例46・平26条例14・平26条例40・平27条例32・平30条例16・令2条例12・一部改正）

名称	区域
さつきが丘地区整備計画区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画さつきが丘地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
丁子田地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画丁子田地区計画の区域のうち、

	地区整備計画が定められている区域
戸田谷再開発地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画戸田谷再開発地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
長湫南部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画長湫南部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
三ヶ峯地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画三ヶ峯地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
長久手中央地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画長久手中央地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
前熊一ノ井地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画前熊一ノ井地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
公園西駅周辺地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画公園西駅周辺地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
下山地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画下山地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
公園西駅周辺先導住宅街区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画公園西駅周辺先導住宅街区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第2（第4条—第9条、第11条関係）

(平25条例46・平26条例14・平26条例40・平27条例32・平30条例16・令2条例12・一部改正)

対象区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ		キ
域の名称	計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	距離 適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度
さつきが丘地区整備計画区域	全地区	次に掲げる建築物 (1) 一戸建ての住宅 (2) 一戸建て住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3第1号又は第6号に掲げるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が25平方メートルを超えるものを除く。)			230平方メートル	(1) 外壁の後退距離の限度に満たない路境界線(地区整備計画で示すA、B、C、Dの他に		9メートル

		<p>(3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>(4) 前各号の建築物に附属するもの</p>				<p>路) 類する と敷用途に 地と供し、 の境軒の高 界線さが に限2. 3 る。)メート (2) ル以下 1メで、か ートつ、床 ル 面積の (隣合計が 地境15平 界線方メー (地トル以 区整内であ 備でる場合 示す E線) に限 る。)</p> <p>(3) 0. 75 メー トル (前</p>	
--	--	---	--	--	--	--	--

					各号に該当しない敷地境界線)		
丁子田地区整備計画区域	全地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (3) 自動車教習所 (4) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎。ただし、ペットショップ、動物病院その他これらに類するものを除く。 (5) 工場。ただし、令第130条の5の2第3号及び第			0.75メートル(隣地境界線に限る)		20メートル

		4号に掲げる作業場は除く。					
戸田谷 再開発 地区整 備計画 区域	全地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 専用住宅 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場又は勝馬投票券販売所 (3) ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (4) 神社、教会、寺院その他これらに類するもの (5) 自動車教習所 (6) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎。ただし、ペットショップ、動物病院その他これらに類するものを除く。 (7) 倉庫業を営む倉庫 (8) 工場。ただし、自家販売のために	10 分の 30		1, 5 00平 方メー トル		

		食品製造業を営む パン屋、米屋、豆 腐屋、菓子屋その 他これらに類する もので作業場の床 面積の合計が10 0平方メートル以 内のものは除く。					
長湫南 部地区 整備計 画区域	A地区	次に掲げる建築物以 外の建築物 公衆浴場				0.7 5メー トル (隣地 境界線 に限 る)。 ただ し、間 口が9 メー トル 未満 の敷地 につい ては、 0.5 メー トル 以上 とす	物置、 車庫そ の他こ れらに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが 2.3 メー トル 以下 で、か つ、外 壁の後 退距離 の限度 に満た ない距

						る。 離にある床面積の合計が15平方メートル以内である建築物又は建築物の部分	
B地区	次に掲げる建築物以外の建築物 公衆浴場			250	1.5	物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル未満の敷地について、かつ、外壁の後	

					5メートル以上の退距離の限度に満たない距離にある床面積の合計が15平方メートル以内である建築物又は建築物の部分	
C-1 地区	次に掲げる建築物以外の建築物 公衆浴場				0.75メートル（隣地境界線に限る）。ただし、間口が9メートル	物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル

					ル未満 の敷地 につい ては、 0.5 メート ル以上 とす る。	ル以下 で、か つ、外 壁の後 退距離 の限度 に満た ない距 離にあ る床面 積の合 計が1 5平方 メート ル以内 である 建築物 又は建 築物の 部分	
C-2 地区	次に掲げる建築物以 外の建築物 公衆浴場				0.7 5メー トル (隣地 境界線 に限 る)。	物置、 車庫そ の他こ れらに 類する 用途に 供し、	12メ ートル

						ただ軒の高 し、間 口が9 メート ル未満 の敷地 につい ては、 0.5 メート ル以上 とす る。	軒の高 さが 2.3 メート ル以下 で、か つ、外 壁の後 退距離 の限度 に満た ない距 離にあ る床面 積の合 計が1 5平方 メート ル以内 である 建築物 又は建 築物の 部分	
D-1 地区	次に掲げる建築物以 外の建築物 (1) ホテル又は旅					0.7 5メ ートル	物置、 車庫そ の他こ	20メ ートル

	<p>館</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場又はバッティング練習場</p> <p>(3) 公衆浴場</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎。ただし、ペットショップ、動物病院その他これらに類するものを除く。</p> <p>(6) 工場。ただし、令第130条の5の2第3号及び第4号に掲げる作業場は除く。</p>			<p>(隣地これらに境界線類するに限用途にる)。供し、ただ軒の高し、間さが口が92.3メートルメートル未満以下の敷地で、かつ、外ては、壁の後0.5退距離メートルの限度ル以上に満たないとすなない距離にある床面積の合計が15平方メートル以内である建築物又は建築物の</p>
--	--	--	--	--

					部分	
D-2 地区	次に掲げる建築物以外 の建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) ボーリング場、 スケート場、水泳 場、スキー場、ゴ ルフ練習場又はバ ッティング練習場 (3) 公衆浴場 (4) 自動車教習所 (5) 床面積の合計 が15平方メート ルを超える畜舎。 ただし、ペットシ ョップ、動物病院 その他これらに類 するものを除く。 (6) 工場。ただし、 令第130条の5 の2第3号及び第 4号に掲げる作業 場は除く。				0.7 5メ トル (隣地 境界線 に限 る)。 ただ し、間 口が9 メート ル未 満の 敷地 につ いて は、 0.5 メート ル以 上と す る。	物置、 車庫そ の他こ れらに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが 2.3 メート ル以下 で、か 壁の後 退距離 の限度 に満た ない距 離にあ る床面 積の合 計が1 5平方 メート ル以内

						である 建築物 又は建 築物の 部分	
D-3 地区	次に掲げる建築物以 外の建築物 (1) ホテル又は旅 館 (2) ボーリング場、 スケート場、水泳 場、スキー場、ゴ ルフ練習場又はバ ッティング練習場 (3) 公衆浴場 (4) 自動車教習所 (5) 床面積の合計 が15平方メート ルを超える畜舎。 ただし、ペットシ ョップ、動物病院 その他これらに類 するものを除く。 (6) 工場。ただし、 令第130条の5 の2第3号及び第 4号に掲げる作業				0.7 5メ トル (隣地 境界線 に限 る)。 ただ し、間 口が9 メート ル未 満の 敷地 につ いて は、 0.5 メート ル以 上と す る。	物置、 車庫そ の他こ れらに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが 2.3 メート ル以下 で、か 壁の後 退距離 の限度 に満た ない距 離にあ る床面 積の合	15メ ートル

		場は除く。				計が1 5平方 メートル以内 である 建築物 又は建 築物の 部分	
D-4 地区	次に掲げる建築物以 外の建築物 (1) ホテル又は旅 館 (2) ボーリング場、 スケート場、水泳 場、スキー場、ゴ ルフ練習場又はバ ッテイング練習場 (3) 公衆浴場 (4) 自動車教習所 (5) 床面積の合計 が15平方メート ルを超える畜舎。 ただし、ペットシ ョップ、動物病院 その他これらに類 するものを除く。				0.7 5メー トル (隣地 境界線 に限 る)。 ただ し、間 口が9 メート ル未 満の 敷地 につ いて は、 0.5 メート ル以上	物置、 車庫そ の他こ れらに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが 2.3 メート ル以下 で、か つ、外 壁の後 退距離 の限度 に満た	30メ ートル

	(6) 工場。ただし、 令第130条の5 の2第3号及び第 4号に掲げる作業 場は除く。			とす る。	ない距 離にあ る床面 積の合 計が1 5平方 メート ル以内 である 建築物 又は建 築物の 部分	
E地区	次に掲げる建築物以 外の建築物 (1) ホテル又は旅 館 (2) ボーリング場、 スケート場、水泳 場、ゴルフ練習場、 バッティング練習 場等 (3) マージャン屋、 ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発 売所、場外車券売 場その他これらに			2メー トル	物置、 車庫そ の他こ れらに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが 2.3 メート ル以下 で、か つ、外	20メ ートル

	<p>類するもの</p> <p>(4) 公衆浴場</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎。</p> <p>ただし、ペットショップ、動物病院</p> <p>その他これらに類するものを除く。</p>					<p>壁の後退距離の限度に満たない距離にある床面積の合計が15平方メートル以内である建築物又は建築物の部分</p>	
F-1 地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) キャバレーその他これに類するもの</p> <p>(3) 公衆浴場</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 床面積の合計</p>			2500.7	0.7	<p>物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが</p> <p>(隣地境界線に限る)。ただし、間口が9</p>	20メートル

		<p>が15平方メートルを超える畜舎。 ただし、ペットショップ、動物病院 その他これらに類するものを除く。</p>			<p>メートル未満の敷地 については、0.5メートル以上とす る。</p>	<p>メートル以下で、かつ、外壁の后退距離の限度に満たない距離にある床面積の合計が15平方メートル以内である建築物又は建築物の部分</p>	
F-2 地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) キャバレーその他これに類する</p>			<p>1,000平方メートル</p>	<p>0.75メートル（隣地境界線に限</p>	<p>物置、車庫その他これらに類する用途に</p>	<p>20メートル</p>

		<p>もの</p> <p>(3) 公衆浴場</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 法別表第2 (ぬ) 項第3号に掲げる事業を営む工場</p> <p>(6) 法別表第2 (ぬ) 項第4の危険物の貯蔵又は処理に供するもので令第130条の9(数量は、同条の表中商業地域欄のもの)で定めるもの</p> <p>(7) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎。ただし、ペットショップ、動物病院その他これらに類するものを除く。</p>				<p>る)。供し、ただ軒の高し、間さが口が92.3メートル未満の敷地で、かつ、外ては、壁の後0.5メートル以上の距離に満たない距離にある床面積の合計が25平方メートル以内である建築物又は建築物の部分</p>		
三ヶ峯 地区整	A地区	次に掲げる建築物 (1) 一戸建ての住	10 分の	10分 の5	200 平方メ	1.0 メート	物置、 車庫そ	10メ ートル

<p>備計画 区域</p>	<p>宅 (2) 一戸建ての住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車 車で令第130条の3第1号において国土交通大臣が指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） イ 学習塾、華道</p>	<p>10</p>	<p>（法第53条第3項第2号に該当するものにあつては、10分の6）</p>	<p>一メートル</p>	<p>ル（隣地境界線に限る。）</p>	<p>の他にこれらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある床面積の合計が15平方メートル以内である建築物又は建</p>
-------------------	---	-----------	--	--------------	---------------------	--

		<p>教室、囲碁教室 その他これらに 類する施設</p> <p>ウ 美術品又は工 芸品を製作する ためのアトリエ 又は工房（原動 機を使用する場 合にあつては、 その出力の合計 が0.75キロ ワット以下のも のに限る。）</p> <p>(3) 巡査派出所、公 衆電話所その他こ れらに類する令第 130条の4で定 める公益上必要な 建築物</p> <p>(4) 集会場（地域内 の居住者のサービ スの施設であり、 当該地域の良好な 環境を害するおそ れがなく、地区外 から一時的に多数 の人又は車の集散</p>				<p>建築物の 部分</p>		
--	--	--	--	--	--	--------------------	--	--

	<p>するおそれがないものであって、社会教育的な活動のため又は自治会活動のために設ける施設であるものに限る。)</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの (令第130条の5で定めるものを除く。)</p>						
B地区	<p>次に掲げる建築物</p> <p>(1) 一戸建ての住宅又は共同住宅</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園</p> <p>(3) 保育所</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの (令第130条の5の5で定めるものを除く。)</p>	<p>10分の20</p>	<p>10分の6</p> <p>(法第53条第3項第2号に該当するものにおいて、10分の7)</p>	<p>200平方メートル</p>	<p>1.0メートル</p> <p>(隣地境界線に限る。)</p>	<p>物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、外壁の後</p>	<p>13メートル</p>

						退距離 の限度 に満た ない距 離にあ る床面 積の合 計が1 5平方 メート ル以内 である 建築物 又は建 築物の 部分	
C地区	次に掲げる建築物 (1) 一戸建ての住 宅又は共同住宅 (2) 診療所 (3) 店舗、飲食店そ の他これらに類す る用途に供するも ののうち、令第1 30条の5の3で 定めるもので、そ の用途に供する部	10 分の 20	10分 の6 (法第 53条 第3項 第2号 に該当 するも のにあ って は、1	200 平方メ ートル	1.0 メート ル（隣 地境界 線に限 る。）	物置、 車庫そ の他こ れらに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが 2.5 メート	13メ ートル

		分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)		0分の7)		ル以下で、かつ、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある床面積の合計が15平方メートル以内である建築物又は建築物の部分	
長久手中央地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物以外の建築物 公衆浴場			0.75メートル(隣地境界線に限る。)	物置、車庫その他これらに類する用途に供し、	15メートル

						軒の高さが 2.5 メートル以下 で、かつ、外 壁の後 退距離 の限度 に満た ない距 離にあ る床面 積の合 計が1 5平方 メートル 以内 である 建築物 又は建 築物の 部分	
B-1 地区	次に掲げる建築物以 外の建築物 (1) ホテル又は旅				0.7 5メー トル	物置、 車庫そ の他こ	15メ ートル

		<p>館</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバットニング練習場</p> <p>(3) 公衆浴場</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎。ただし、ペットショップ、動物病院その他これらに類するものを除く。</p> <p>(6) 工場</p>				<p>(隣地境界線に限る。)</p>	<p>れらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、外壁の后退距離の限度に満たない距離にある床面積の合計が15平方メートル以内である建築物又は建築物の</p>	
--	--	---	--	--	--	--------------------	---	--

						部分	
B-2 地区	次に掲げる建築物以 外の建築物 (1) ホテル又は旅 館 (2) ボーリング場、 スケート場、水泳 場、スキー場、ゴ ルフ練習場又はバ ッティング練習場 (3) 公衆浴場 (4) 自動車教習所 (5) 床面積の合計 が15平方メート ルを超える畜舎。 ただし、ペットシ ョップ、動物病院 その他これらに類 するものを除く。 (6) 工場				0.7 5メ トル (隣地 境界線 に限 る。)	物置、 車庫そ の他こ れらに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが 2.5 メート ル以下 で、か つ、外 壁の後 退距離 の限度 に満た ない距 離にあ る床面 積の合 計が1 5平方 メート ル以内	20メ ートル

						である 建築物 又は建 築物の 部分	
C地区	次に掲げる建築物以 外の建築物 (1) ホテル又は旅 館 (2) ボーリング場、 スケート場、水泳 場、スキー場、ゴ ルフ練習場又はバ ッティング練習場 (3) マージャン屋、 ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発 売所、場外車券売 場その他これらに 類するもの (4) 公衆浴場 (5) 自動車教習所 (6) 床面積の合計 が15平方メート ルを超える畜舎。 ただし、ペットシ ョップ、動物病院				0.7 5メー トル (隣地 境界線 に限 る。)	物置、 車庫そ の他こ れらに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが 2.5 メート ル以下 で、か つ、外 壁の後 退距離 の限度 に満た ない距 離にあ る床面 積の合	30メ ートル

		その他これらに類するものを除く。				計が15平方メートル以内である建築物又は建築物の部分	
D地区	次に掲げる建築物以外の建築物	(1) ホテル又は旅館 (2) 公衆浴場 (3) 自動車教習所 (4) 倉庫業を営む倉庫 (5) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎。 ただし、ペットショップ、動物病院 その他これらに類するものを除く。			0.75メートル（隣地境界線に限る。）	物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、外壁の後退距離の限度に満た	

						ない距離にある床面積の合計が15平方メートル以内である建築物又は建築物の部分	
E地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) ホテル又は旅館 (5) 公衆浴場			1, 500平方メートル	2. 0メートル（道路境界線に限る。）	公共用歩廊及び令第145条第2項及び第3項で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上	

	<p>(6) マージャン屋、 ばちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発 売所、場外車券売 場その他これらに 類するもの</p> <p>(7) スキー場、ゴル フ練習場又はバッ ティング練習場</p> <p>(8) 神社、教会、寺 院その他これらに 類するもの</p> <p>(9) 自動車教習所</p> <p>(10) 倉庫業を営む 倉庫</p> <p>(11) 床面積の合計 が15平方メート ルを超える畜舎。 ただし、ペットシ ョップ、動物病院 その他これらに類 するものを除く。</p>				及び衛 生上他 の建築 物の利 便を妨 げ、そ の他周 囲の環 境を害 するお それが ないと 認めて 許可し たもの		
F地区	次に掲げる建築物以 外の建築物				0.7 5メー トル (隣地 境界線	物置、 車庫そ の他こ れらに 類する	

	<p>もの</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) 公衆浴場</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎。ただし、ペットショップ、動物病院その他これらに類するものを除く。</p> <p>(7) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p>				に限 る。)	用途に 供し、 軒の高 さが 2.5 メート ル以下 で、か つ、外 壁の後 退距離 の限度 に満た ない距 離にあ る床面 積の合 計が1 5平方 メート ル以内 である 建築物 又は建 築物の 部分	
G地区	次に掲げる建築物以				0.7	物置、	

	<p>外の建築物</p> <p>(1) 法別表第2 (る)項第1号及び第2号に掲げるもの</p> <p>(2) 令第130条の9に掲げる建築物。ただし、表の数量が準工業地域欄によるものは、この限りでない。</p> <p>(3) 公衆浴場</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎。ただし、ペットショップ、動物病院その他これらに類するものを除く。</p> <p>(7) 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場及び令第130条の2の2の各</p>			<p>5メートル (隣地境界線に限る。)</p>	<p>車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある床面積の合計が15平方メートル以内である建築物</p>	
--	---	--	--	------------------------------	---	--

		号に掲げる用途に 供する建築物					又は建 築物の 部分	
前熊一 ノ井地 区整備 計画区 域	A地区	次に掲げる建築物 (1) 一戸建ての住 宅 (2) 一戸建ての住 宅で延べ面積の2 分の1以上を居住 の用に供し、かつ、 次に掲げる用途を 兼ねるもの（これ らの用途に供する 部分の床面積の合 計が50平方メー トルを超えるもの を除く。） ア 事務所（汚物 運搬用自動車、 危険物運搬用自 動車その他これ らに類する自動 車で令第130 条の3第1号に おいて国土交通 大臣が指定する ものための駐	10 分の 10	10分 の5 （法第 53条 第3項 第2号 に該当 するも のにあ って は、1 0分の 6）	200 平方メ ートル	1.0 メートル（隣 地境界 線に限 る。）	物置、 車庫そ の他こ れらに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが 2.5 メートル 以下 で、か つ、外 壁の後 退距離 の限度 に満た ない距 離にあ る床面 積の合 計が1 5平方	建築物 の各部 分の高 さは、 10メ ートル 以下、 かつ、 法第5 6条に おいて 第一種 低層住 居専用 地域で 容積率 の限度 が10 分の1 0に適 用され る規定 に適合 するも

		<p>車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)</p> <p>イ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>ウ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>(4) 集会所(当該地域内の居住者のためのサービスの施</p>					<p>メートル以内である建築物又は建築物の部分</p>	<p>のとする。</p>
--	--	--	--	--	--	--	-----------------------------	--------------

	<p>設であり、当該地域の良好な環境を害するおそれがなく、地区外から一時的に多数の人又は車の集散するおそれがないものであって、社会教育的な活動のため又は自治会活動のために設ける施設であるものに限る。)</p> <p>(5) 学校教育法第1条に規定する幼稚園</p> <p>(6) 保育所</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの (令第130条の5の各号で定めるものを除く。)</p>						
B地区	次に掲げる建築物 (1) 住宅又は共同住宅 (2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園	10分の20	10分の6 (法第53条第3項第2号	200平方メートル	1.0メートル(隣地境界線に限る。)	物置、車庫その他これらに類する用途に	建築物の各部の高さは、13メートル

		<p>(3) 保育所</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち、令第130条の5の3で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5の5の各号で定めるものを除く。）</p>	に該当するものにあつては、10分の7)			<p>供し、以下、軒の高かつ、さが法第52.56条にメートル以下第二種で、かつ中高層住居専用地域で容積率の限度が10分の20に適用される積の合計が15平方メートル以内である建築物又は建築物の部分</p>	
公園西 駅周辺	A地区	次に掲げる建築物以外の建築物			200 平方メ	1.0 メートル	物置、 車庫そ

<p>地区整備計画区域</p>	<p>公衆浴場</p>					<p>一ト</p>	<p>ル（隣地境界線に限る。）</p>	<p>の他にこれらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある床面積の合計が15平方メートル以内である建築物又は建</p>		
-----------------	-------------	--	--	--	--	-----------	---------------------	--	--	--

						建築物の 部分	
B地区	次に掲げる建築物以 外の建築物 公衆浴場			200	1.0	物置、 車庫そ の他こ れらに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが 2.5 メート ル以下 で、か つ、外 壁の後 退距離 の限度 に満た ない距 離にあ る床面 積の合 計が1 5平方 メート	12メ ートル

						ル以内 である 建築物 又は建 築物の 部分	
C地区	次に掲げる建築物以 外の建築物 (1) ホテル又は旅 館 (2) ボーリング場、 スケート場、水泳 場、スキー場、ゴ ルフ練習場又はバ ッティング練習場 (3) マージャン屋、 ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発 売所、場外車券売 場その他これらに 類するもの (4) 公衆浴場 (5) 自動車教習所 (6) 床面積の合計 が15平方メート ルを超える畜舎。 ただし、ペットシ			2000.7 平方メ ートル	0.7 5メー トル (隣地 境界線 に限 る。)	物置、 車庫そ の他こ れらに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが 2.5 メート ル以下 で、か つ、外 壁の後 退距離 の限度 に満た ない距 離にあ る床面	20メ ートル

		<p>ヨップ、動物病院 その他これらに類 するものを除く。</p>				<p>積の合 計が1 5平方 メート ル以内 である 建築物 又は建 築物の 部分</p>	
D地区	<p>次に掲げる建築物以 外の建築物</p> <p>(1) ホテル又は旅 館</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 倉庫業を営む 倉庫</p> <p>(5) 床面積の合計 が15平方メート ルを超える畜舎。 ただし、ペットシ ョップ、動物病院 その他これらに類 するものを除く。</p>				<p>0.7 5メー トル (隣地 境界線 に限 る。)</p>	<p>物置、 車庫そ の他こ れらに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが 2.5 メート ル以下 で、か つ、外 壁の後 退距離 の限度</p>	<p>25メ ートル</p>

						に満たない距離にある床面積の合計が15平方メートル以内である建築物又は建築物の部分	
E地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) ホテル又は旅館			1, 500平方メートル	5.0メートル（都市計画法第14条第1項に規定する計画図に示す道路境界線に限	物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、か	25メートル

		<p>(5) スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(7) 公衆浴場</p> <p>(8) 神社、教会、寺院その他これらに類するもの</p> <p>(9) 自動車教習所</p> <p>(10) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(11) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎。ただし、ペットショップ、動物病院その他これらに類するものを除く。</p>				る。) つ、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある床面積の合計が15平方メートル以内である建築物又は建築物の部分		
下山地 区整備 計画区 域	A地区	次に掲げる建築物以外の建築物 公衆浴場				0.7 5メ トル (隣地	物置、 車庫そ の他こ れらに	15メ ートル

					境界線類する に限用途に る。) 供し、 軒の高 さが 2.5 メート ル以下 で、か つ、外 壁の後 退距離 の限度 に満た ない距 離にあ る床面 積の合 計が1 5平方 メート ル以内 である 建築物 又は建 築物の 部分
--	--	--	--	--	--

B地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(3) 公衆浴場</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎。ただし、ペットショップ、動物病院その他これらに類するものを除く。</p> <p>(6) 工場</p>			0.75メートル	物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、外壁の后退距離の限度に満たない距離にある床面積の合計が15平方メートル以内である	20メートル
-----	---	--	--	----------	--	--------

							建築物 又は建 築物の 部分
公園西 駅周辺 先導住 宅街区 地区整 備計画 区域	全地区	次に掲げる建築物以 外の建築物 公衆浴場			200 平方メ ートル	(1) 2メ ートル ル (公 園西 駅周 辺先 導住 宅街 区地 区整 備計 画計 画図 で示 すA 線に 限 る。) (2) 1. 5メ	物置、 車庫そ の他こ れらに (公 類する 園西 用途に 供し、 軒の高 さが 2.5 メート ル以下 で、か つ、外 壁の後 退距離 の限度 に満た ない距 離にあ る床面 積の合 計が1

					<p>ート 5 平方 ル メート (公 ル以内 園西 である 駅周 建築物 辺先 又は建 導住 築物の 宅街 部分。 区地 ただ 区整 し、カ 備計 欄の距 画計 離の欄 画図 の 1 号 で示 から 3 すB 号まで 線に に掲げ 限 るもの る。)は除 (3) く。 0. 7 5 メー トル (公 園西 駅周 辺先</p>
--	--	--	--	--	--

						導住 宅街 区地 区整 備計 画計 画図 で示 すC 線に 限 る。)	
						(4) 1メ ート ル (前 3号 以外 のも のに 限 る。)	

別表第3 (第15条関係)

(令2条例12・追加)

対象区域の名称	ア	イ	ウ
	計画地区の区分	建築物の緑化率の	適用除外に係わる

		最低限度	敷地面積
公園西駅周辺先導 住宅街区地区整備 計画区域	全地区	10分の2	200平方メー トル